

# 多面的機能支払交付金の 活動の手引き

## 活動組織用

(複数集落で構成される活動組織は、  
必要に応じて広域活動組織用も参照してください。)

# はじめに

農業は、国土の保全、水源の涵養<sup>かん</sup>、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これにより、農業の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんが「多面的機能支払交付金」を活用して活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

## 農業の有する多面的機能



# 目次

改訂のポイント、手引きの見方	3
多面的機能支払交付金の構成	4
手続の概要	5
<b>I 組織の設立、事業計画の作成</b>	
1 対象地域の設定	6
2 構成員の取りまとめ	7
3 規約（案）の作成	8
4 事業計画（案）の作成	13
5 活動計画（案）の作成	15
6 工事に関する確認書の締結	37
7 長寿命化整備計画書の作成	38
8 多面的機能支払交付金「みどりチェック」【R8変更点】	40
9 総会の開催	41
<b>II 事業計画の認定</b>	42
<b>III 交付金及び概算払いの申請</b>	44
<b>IV 活動の実施、記録</b>	
1 活動の実施	45
2 活動の記録	46
3 金銭出納簿	55
4 財産管理台帳	63
<b>V 活動の報告</b>	
1 報告の流れ	67
2 実施経過報告書の作成	70
3 実施状況報告書の作成	73
4 多面的機能支払交付金「みどりチェック」【R8変更点】	83
<b>VI 地域資源保全管理構想</b>	84
<b>VII 活動項目番号表</b>	92

# 令和8年4月改訂のポイント

令和8年4月版の手引きにおいては、主に以下の変更に伴い、記載内容を変更しました。

変更箇所は、「R8変更点」等赤字で明記しています。

- ・制度変更とそれに伴う様式変更

## 手引きの見方

### 各項目の内容

- ・各項目の内容を記載しています。

各種様式を記入する際の留意事項等を記載しています。

### 参考情報

参考例、〇〇等の参考情報を記載しています。

### 注意すべき不適切な実施例

不適切な事例を記載しています。

### 会計検査関係指導

会計検査において指摘のあった内容に関することを記載しています。

# 多面的機能支払交付金の構成

## 農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

### (1) 地域資源の基礎的な保全活動 ※以下は活動例



水路の泥上げ



農道の路面維持



施設の点検



年度活動計画の策定

### (2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

## 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・外来種の駆除、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

### (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 ※以下は活動例

#### ① 施設の軽微な補修



ひび割れの補修



農道の部分補修

#### ② 農村環境保全活動



外来種駆除



生きもの調査

#### ③ 多面的機能の増進を図る活動

### (2) 施設の長寿命化のための活動 ※以下は活動例



未舗装農道の舗装



素堀り水路からの更新



# 手続の概要

## 組織の設立から事業計画の認定まで

### 活動組織

#### ① 規約等の作成

対象地域の設定、構成員の取りまとめを行い、組織の設立に必要な規約などの案を作成します。  
⇒詳細は8ページ～

#### ② 事業計画書（案）の作成

組織が取り組む事業計画の案を作成します。  
⇒詳細は13ページ～

#### ③ 活動計画書（案）の作成

組織が取り組む活動計画の案を作成します。  
⇒詳細は15ページ～

#### ④ 設立総会の開催

総会を開催し、規約や事業計画等の案について構成員の合意を得ます。  
⇒詳細は41ページ

(都道府県・市町村向け記述)  
各都道府県で市町村への  
申請期限等を記述してください。

#### ⑤ 事業計画の申請

市町村長に事業計画書等を提出し、認定の申請を行います。

#### ⑥ 事業計画の認定の通知

市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

〇〇〇〇  
市町村

【申請期限】

6月30日まで

## 交付金の交付申請から報告まで

### 活動組織

#### ③ 活動の記録

交付金を活用し、認定を受けた事業計画及び活動計画に基づいて活動を実施します。  
また、日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。  
⇒詳細は46ページ～

#### ④ 報告書類の作成

毎年度、活動計画に定めた事項の実施状況を取りまとめます。  
⇒詳細は67ページ～

#### ① 交付金の申請

市町村長に交付申請書を提出します。

#### ② 交付決定・支払

交付決定通知が送付されます。その後、概算払請求により交付金が支払われます。

#### ⑤ 実施経過報告（みどり加算のみ）

市町村長に実施経過報告書などを提出します。

#### ⑥ 確認結果の通知

市町村長から確認結果が通知されます。

#### ⑦ 実施状況報告

市町村長に実施状況報告書などを提出します。

#### ⑧ 確認結果の通知

必要に応じ、確認結果が通知されます。

〇〇〇〇  
市町村

【申請期限】

〇月〇日まで

〇〇〇〇  
市町村

【報告期限】

1月31日まで

〇〇〇〇  
市町村

【報告期限】

〇月〇日まで

# I 組織の設立、事業計画の作成

多面的機能支払交付金を活用した活動を行うためには、活動組織を設立する必要があります。

## 1 対象地域の設定




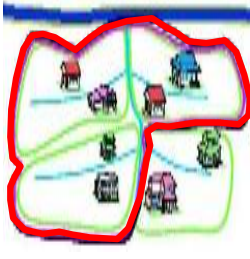
- 組織作りは、対象地域を設定することから始めます。地域の水路や農道などを守っていく共同活動にもっとも取り組みやすいまとまりを、それぞれの地域に応じて設定します。
- 対象地域の単位は、集落ごと、ため池や堰などの用水がかりごと、ほ場整備などの事業実施区域ごとなど、様々なまとまりが考えられます。合意形成が可能なまとまりで、対象地域を検討してください。

### ※活動組織の広域化

活動の対象となる区域が旧市区町村等の広域に及び場合には、広域活動組織を設立することができます。広域な範囲で組織を設立することで、事務負担の軽減や運営体制の強化が期待できます。

活動組織の広域化に関しては、「活動組織の広域化推進の手引き」を参照してください。また、広域活動組織を設立して活動を実施する場合は、「多面的機能支払交付金の活動の手引き（広域活動組織用）」を参照してください。

### 対象地域の単位の例

集落単位	集落営農単位
	
集落ぐるみで保全活動を行う体制	集落営農組織で保全活動を行う体制
水系単位	事業単位
	
ため池や堰などの水系単位で保全活動を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施区域単位で保全活動を行う体制

## 2 構成員の取りまとめ

- 活動組織の構成員は、農業者、地域住民、自治会、農業者団体等の地域の実情に応じた者で構成します。
- 団体の場合は、その団体の中で、活動組織の構成員となることを合意・決定した上で参加してください。

### 農地維持支払交付金

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

### 資源向上支払交付金

#### ○共同活動

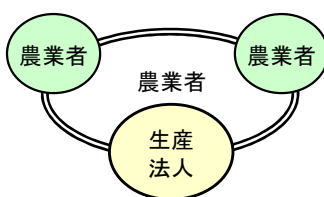
農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

#### ○施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

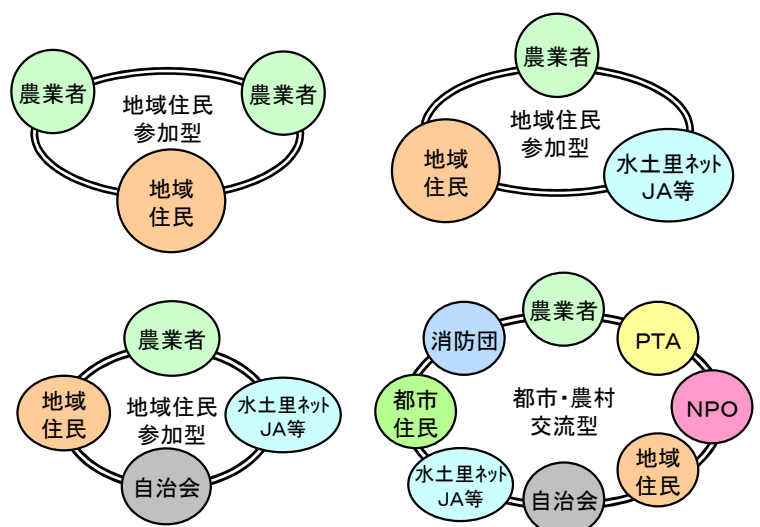
農地維持支払交付金と同様の活動組織

### 活動組織の構成例

#### ① 農業者のみで構成



#### ② 農業者及びその他の者で構成



### 3 規約(案)の作成

- ・ 活動組織は、次に掲げる要件を満たす必要があります。
  - ☑ 代表者が定められていること
  - ☑ 活動組織の意思決定方法、会計の処理方法及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にした活動組織の運営等に係る規約を定めること

(別記6-1)

別記6-1は、規約の記載例です。  
必要に応じて追記等してください。

#### 〇〇地域資源保全会 規約

##### 第1章 総則

〇〇年〇月〇日制定

総会で本規約が制定された日付を記入します。

(名称)

第1条 この活動組織は、〇〇地域資源保全会(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇△△に置く。

資源向上活動を実施する場合のみ記載します。

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、〇〇市〇〇に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

資源向上活動(共同)を実施する場合のみ記載します。

資源向上活動(長寿命化)を実施する場合のみ記載します。

##### 第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議してください。

##### 第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(続き)

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、○年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

## 第4章 総会

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

実施する活動内容に応じて選択して記載します。

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の収支決算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。
- 五 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 六 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

総会の議決方法は、上記第9条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法のいずれかを選択してください。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(続き)

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

## 第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
- 二 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
- 三 その他の収入

交付を受ける交付金の内容に応じて記載します。

(事務経費支弁の方法等)

第15条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第16条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。なお、計画の作成に当たっては、活動時の安全(作業前の危険箇所の確認・共有など)について考慮し作成するものとする。

(資金の支出)

第17条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用)

第18条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(続き)

(金銭出納の明確化)

第19条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第20条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第21条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

資源向上活動により、施設の更新又は新たに設置を行う場合は、以下の第22条の規定を追加してください。

(財産の管理)

第22条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

(物品の管理)

第22条 活動組織が購入又は借り入れた器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第23条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

## 第6章 活動組織規約の変更

活動にかかる日当単価、草刈機や軽トラック等資機材の賃借料、研修旅費等のほか、外部委託する場合の契約方法(見積徴集や契約単価等)について、細則に規定し、総会で議決してください。

(規約の変更)

第24条 この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

## 第7章 雑則

(細則)

第25条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

## 附 則

1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

2 活動組織の設立初年度の役員を選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、令和〇〇年〇月〇日までとする。

3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

(続き)

設立総会の開催等により、活動組織に参加することについて、構成員の了解を得てください。

(規約別紙)

○年○月○日

農林水産環境保全団体構成員一覧

以下3. の構成員は、農林水産環境保全団体へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1.、2. のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	備考	活動支援班員
代表	環境 花子		

「役職名」欄には活動組織における役職名を記載します。

2. 役員

役職名	氏名	備考	活動支援班員
副代表	多面 花子	〇〇集落	○
書記	多面 次郎	〇〇自治会	○
会計	〇〇 〇〇		
監査役	〇〇 〇〇		

「活動支援班」を設置している場合、活動支援班のメンバーになっている構成員の「活動支援班員」欄に「○」を記入します。

3. 構成員

★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。

★団体の場合は代表者名を記入してください。

(1) 〇〇集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	備考	活動支援班員
1. 農業者個人	〇〇 〇〇		
2. 農事組合法人	〇〇 〇〇		

「備考」欄には、所属する集落や団体名を記載します。

役員が団体に所属する場合は、「備考」欄に3の(3)と同じ団体名を記載します。

「分類」欄には下図の分類番号リストから番号と分類名を記載します(手書きの場合は、分類名は省略が可能です)。

この線より上に行を挿入してください。

② 農業者以外の個人

分類	氏名	備考
5. 農業者以外個人	〇〇 〇〇	

この線より上に行を挿入してください。

農業者				農業者以外									
個人として参加	団体として参加			個人として参加	団体として参加								
	1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12
農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	JA	学校・PTA	NPO	その他の農業者以外団体	

(3) 農業者以外の団体 (代表者名のみ記載する。)

分類	氏名	備考
6. 自治会	会長 〇〇 〇〇	〇〇自治会
8. 子供会	会長 〇〇 〇〇	〇〇子供会

この線より上に行を挿入してください。

団体の場合、「氏名」欄には、団体の代表者氏名及び団体における役職名を記載します。

## 4 事業計画(案)の作成

- 事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画書（様式第1-2号）を作成します。

(様式第1-1号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

〇〇市長 殿

本様式に上記様式(様式第1-2号)を添付し提出してください。

農林水産省様式

令和〇年〇月〇日

〇〇地域資源保全会

多面 太郎

様式第1-1号、1-2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
  - 1号事業（多面的機能支払交付金）
  - 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
  - 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
- 3 その他
  - ① 都道府民生活向上の要綱（都道府民生活向上施設等管理）
  - ※ 農山漁村の活性化の定住の定住等の地域開発の促進に関する法律（平成19年法律第49号）第5条第1項の規定による活性化計画を作成されている場合であって、その計画書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要の上記1から3の上に掲げる書類を既に市町村長に提出している場合は、これらの書類の添付を省略することとなる。
  - ※に該当しない限り、書類の添付を省略する。

(様式第1-2号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

多面的機能発揮促進事業に関する計画

様式第1-1号、1-2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。  
これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。

〇〇地域資源保全会

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

市町村と相談し、地域の特徴を踏まえて記載してください。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

活動内容を踏まえて記載してください。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類 (実施するものに〇を付すこと。)

1号事業 (多面的機能支払交付金)	
○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成26年法律第78号。以下「法」という。) 第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (以下「イの活動」という。) (農地維持支払交付金)
○	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (以下「ロの活動」という。) (資源向上支払交付金)
2号事業 (中山間地域等直接支払交付金)	
3号事業 (環境保全型農業直接支払交付金)	
4号事業 (その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)	

活動内容に合わせて「〇」を記入してください。

② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (以下「活動計画書」という。)  
「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

活動内容に合わせて記載してください。

2) 活動の内容

(例) イ イの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払 (共同)」及び「(3) 資源向上支払 (長寿命化)」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1 活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」に代えることもできる。

## 5 活動計画(案)の作成

- 多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づいて実施します。
- 活動計画書（様式第1－3号）は、都道府県が策定する「要綱基本方針」（※）に基づいて作成する必要があります。

※「要綱基本方針」とは

国が示す活動指針を基礎として都道府県が策定する、多面的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。

様式の経過措置等について（実施要領附則（令和7年4月1日付け6農振第2333号）3）

令和6年度までに事業計画の認定を受けた活動組織は、従来の活動計画書等の様式をそのまま使ってもかまいません。

（様式第1－3号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

○年○月○日

### 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

（多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書）

（ふりがな）	（まるまるちいきしげんぼぜんかい）
組織名	○○地域資源保全会
（ふりがな）	（ためん たろう）
代表者氏名	多面 太郎
（ふりがな）	（まるけんさんかくしまるちょう）
所在地	○○県△△市○町○-○-○

I. 地区の概要（共通）

「I.地区の概要（共通）」は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。

<活動の計画>

<input checked="" type="checkbox"/>	II. 1号事業（多面的機能支払）	別紙1
<input type="checkbox"/>	III. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙
<input type="checkbox"/>	IV. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
<input type="checkbox"/>	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に（ ）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

# I. 地区の概要

## 1. 活動期間

- 活動期間は、原則、5年間です。
- 資源向上支払交付金（長寿命化）については、対象施設の補修や更新等の目的が達成可能な年数に短縮することもできます。

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	7年度	11年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払 (共同)	7年度	11年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払 (長寿命化)	7年度	11年度	5年	○年度	○年度
中山間地域等 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農業 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度

計画変更を行った場合は変更した年度を記入してください。

交付金の交付を受けずに活動を行う場合は、いずれの欄も記入しないでください。

## 2. 実施区域内の農用地、施設

- 「実施区域内の農用地、施設」とは、事業計画に位置付けて活動を実施する農用地（認定農用地（※））及び水路等の施設のことです。

※ 認定農用地・・・活動組織が共同活動を実施する農用地  
 対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地

- 管理者が定められた施設（例えば市町村道等）は、原則として共同活動の対象にはなりません。保安全管理対象施設に位置付けてよいかどうかは市町村に確認してください。

2. 実施区域内の農用地、施設

認定農用地面積 又は認定農用地面積×1	計				うち解消 する遊休 農地面積	年当たり 交付金額 上限
	田	畑	草地	採草放牧地		
多面 支払	4,600a	900a	a		25a	
中山間 直接 支払	a	a	a	a		
取組 面積 環境 直接支払※2						

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を配分する。  
 ※2 環境直接支払に取組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金を記載するものとする。

農用地面積については、国土調査等による地籍図等に基づく台帳の合計面積や1/2,500程度以上の縮尺図面の図測による算定を基本とします。詳細は市町村に確認してください。

農業用施設 (多面支払)	水路		農道	ため池
	うち、排水路			
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	8.2 km	4.0 km	7.5 km	3 箇所
	0.3 km	0.3 km	1.5 km	1 箇所

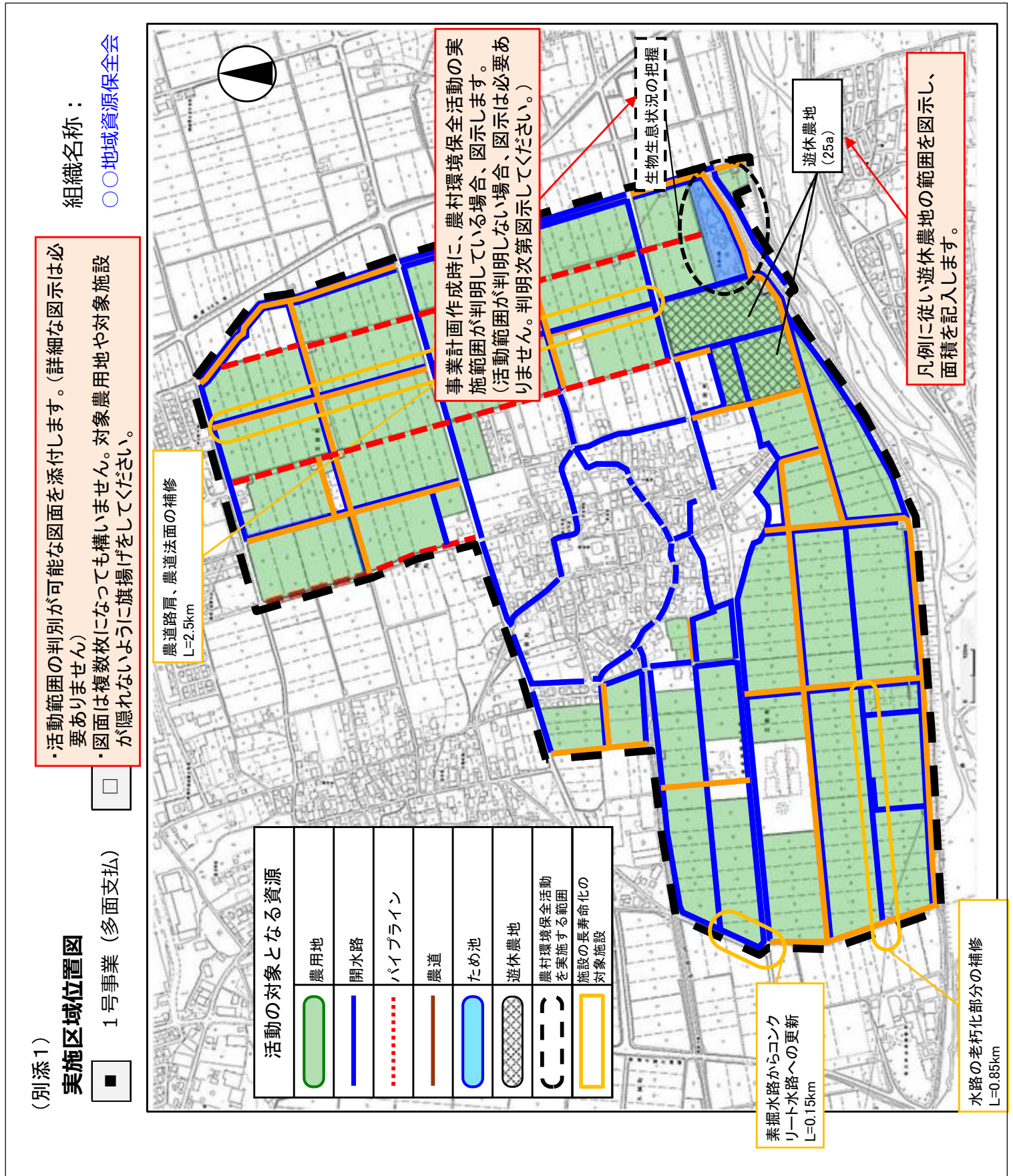
※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

- 遊休農地の一部を解消した場合は、数値を変更の上、届出を行います。
- 遊休農地については、活動計画書に位置付けた活動を行い、活動期間内に耕作可能な状態とする必要があります。
- 認定農用地の区域内において、保安全管理を行う施設の数量を記入してください。
- 下段欄には、上段の内数として資源向上活動（長寿命化）を実施する施設の数量を記入してください。  
 ※ 農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（共同）を活用して資源向上活動（長寿命化）を行う場合も同欄に記入してください。
- 本交付金の活動で保安全管理されている地域の防災・減災に資する排水路を把握するため、水路のうち排水機能を有する水路（反復利用等が行われる用排兼用水路を含む）の数量を記入してください。

※ 注「みどり加算」の計画面積を含みます。  
 ただし、現在の認定農用地の範囲内で「みどり加算」の取組面積を拡大するのではなく、認定農用地を現在の範囲より拡大することによって「みどり加算」の取組面積を拡大する計画の場合は、当初の認定申請時には拡大分を認定農用地面積に含めず、認定農用地を拡大する年度に、他の対象農用地等とともに面積を変更し、変更の認定申請を提出してください。

### 3. 実施区域位置図

- 活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用排水路、農道等の施設を図示します。
- Iの2. 「実施区域内の農用地、施設」の欄に遊休農地が位置付けられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。



【令和7年次会計実地検査関係指導】【R8追加点】

令和8年2月に、会計検査院から次のような場合に不適切な交付金を受けていた事態について、指摘を受けました※。

※会計検査院法第34条の規定による処置要求(令和8年2月16日)「多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に係る対象農用地の保全管理等について」

- 宅地、駐車場、倉庫、資材置き場、畜舎、道路、太陽光発電パネル等に転用した場合

- 耕作や維持管理が適切に行われていない場合



(写真) 会計検査院処置要求の「報告のポイント」より

- 田の交付単価で交付を受けている農地で、畦畔やかんがい機能（水路、揚水ポンプ等）を無くした場合



(写真) 会計検査院処置要求の「報告のポイント」より

**【令和6年次会計実地検査関係指導】**

① 活動の対象となる農用地の確認

会計実地検査において、活動組織の対象農用地に交付金算定の対象とならない土地が含まれていることや地目の判断が適切ではないことが判明し、交付金の返還に至るケースが確認されています。

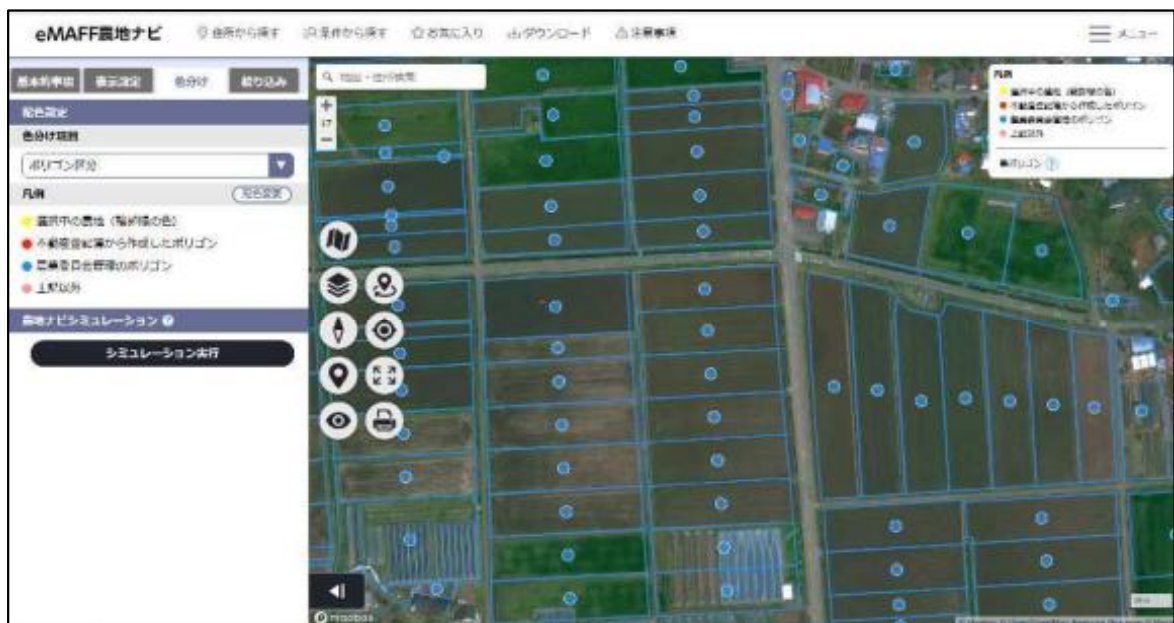
そのため、対象農用地に農地とは認められない土地が含まれることや地目の判断が適切でない状況とならないよう、見回りによる現地確認に加えて、衛星写真及び航空写真の閲覧サービス等も活用して対象農用地の設定を適切に実施してください。

また、対象農用地に農業関連施設等が存在するなど、農用地の判断に迷う場合等は、市町村に確認してください。

衛星写真閲覧サービスの一例

eMAFF農地ナビ (<https://map.maff.go.jp/>)

農業委員会等（農業委員会が置かれていない市町村を含む。）が備えている農地台帳と農地に関する地図について、農地法により公開するとされた一部の情報をインターネット上で閲覧できるサイト



※農地台帳上の地番及び地目・面積等各種分類の表示も可能

※衛星写真の撮影時期は公開されていないので注意

※使用料等が発生する場合には、交付金の活用が可能

② 管理者が定められた施設の保全管理

法令等に基づいて管理者が定められた施設（例えば、道路法第十六条に基づき市町村が管理する市町村道）の一部（法面等）を、慣行として活動組織が水路等の施設と一体的に管理している場合は、共同活動の対象とすることを可能（資源向上支払（長寿命化）は除く。）としています。

この場合は、原則として施設管理者との覚書や協議記録簿等の書面により管理区分等を明確にしてください。

#### 4. 組織構成員一覧

- 別添2「構成員一覧」を作成します。なお、多面的機能支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができます。

(別添2) 構成員一覧

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能 支払		中山間地域等 直接支払		環境保全型農業 直接支払	
			参加 番号	参加 状況	参加 番号	参加 状況	参加 番号	参加 状況
代表	多田 太郎		0	○				
副代表	多田 花子		0	○				
	NPOのんぷら		0	○				
	〇〇自遊会		0	○				

「別添2 構成員一覧」は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。

「役職名」欄には活動組織における役職名を記入します。

構成員が団体の場合は、「氏名」欄に代表者名もしくは団体名を記入してください。

「活動支援班」を設置している場合、活動支援班のメンバーになっている構成員の「活動支援班員」欄に「○」を記入します。

「分類番号」欄には左の「多面的機能支払分類番号リスト」から該当する番号を選び、記入してください。

参加者	参加番号	参加者	参加番号
農業者	1 農業者個人	農業者以外	5 農業者以外個人
	2 農業者組合		6 戸別会
	3 協同組合		7 女性会
	4 その他の農業者団体		8 子供会
農業者以外	5 農業者以外個人		9 土地改良区
	6 戸別会		10 IA
	7 女性会		11 学校・PTA
	8 子供会		12 NPO
	9 土地改良区		13 その他の農業者以外団体
	10 IA		
	11 学校・PTA		
	12 NPO		
	13 その他の農業者以外団体		

注1：「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に限り複数に○を記入する。  
 注2：多面的機能支払に限り複数に○を記入する場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。  
 注3：「農業者」とは、協定に定められている農用地において農産物を生産する（多面的機能支払においては、自作又は兼業）を営む農業者又は団体である。  
 注4：中山間地域等直接支払の場合は、「分類番号」を分類番号リストのA～Mから選択するとともに、「参加状況」を参加状況番号リストの1～3から選択。  
 また、中山間地域等直接支払は中山間地域等直接支払の協定に定められている区域に、例えば、「農業所得の増加に関する活動」欄の「(生活自立) 種など、農業所得の増加の促進に資する活動を本年度に計画中である。この場合、「農業所得の増加に関する活動」欄の「(生活自立) 種など(生活自立)」の枠には不要。  
 注5：協定の範囲内で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その範囲外を空白で記載すること。  
 注6：「みどりの認定」の欄は、みどりの活動リストに基づき、推進的自治体農業活動推進計画又は認定推進的自治体農業活動推進計画を作成し、推進的自治体農業活動推進計画に定められている活動に1つ以上取り組んでいる場合に「○」を記入すること。  
 注7：「多面的機能支払」のみに取り組む場合は、住所の記入は不要。

多面的機能支払交付金のみに取り組む場合、住所の記入は不要です。

#### 5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

- 認定農用地の区域内における中山間地域等直接支払交付金の協定面積を把握します。
- 重複する区域がある場合は、活動が重複しないように注意してください。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
100 a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

活動計画書に位置付けた農地維持活動の実施に当たっては、農地維持支払交付金により行います。

また、資源向上支払(共同)に取り組む場合、中山間地域等直接支払の「多面的機能を増進する活動」で選択している活動以外の活動を実施します。

# (別紙1) 多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

## II. 1号事業(多面的機能支払)

### 1. 交付金額

- 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。
- 交付単価は、取組状況や地域に応じて異なります。詳細は、市町村に確認してください。
- 加算措置については、「4. 加算措置」の項目で整理します。

(別紙1)

多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

II. 1号事業(多面的機能支払)

対象組織が広域活動組織の場合は○ →

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。 ※加算措置は別途です。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,600 a	3,000 円/10a	1,380,000円
畑	900 a	2,000 円/10a	180,000円
草地	a	250 円/10a	円
この様より上に行を挿入してください。			
合計	5,500a		1,560,000円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動開始中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下部に記入し、市町村に通知してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

(2) 資源向上支払(共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,575 a	1,800 円/10a	823,500円
畑	925 a	1,080 円/10a	99,900円
草地	a	180 円/10a	円
この様より上に行を挿入してください。			
合計	5,500a		923,400円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には適用する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

①多面的機能の推進活動に取り組み  
②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組み

①のみ該当  (修正なし)      ②のみ該当  (単価×0.625)

①②に該当  (単価×0.75)      該当なし  (単価×5/6)

※「特定事業実施者」(令和6年度に環境安全が重要農地交付金を受けていた農業者団体等)が加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみを実施する場合は、○を付けてください。

加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみ実施する場合は○ →

(3) 資源向上支払(長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	4,575a	4,400 円/10a	2,013,000円
畑	925a	2,000 円/10a	185,000円
草地	a	400 円/10a	円
この様より上に行を挿入してください。			
合計	5,500a		2,198,000円

※交付単価は、畜産工場の取組状況によって異なります。左の表には、採卵する前の単価が入力されており、畜産工場の取組しない場合は、以下に○を付けると自動で減額されます。

畜産工場を実施しない場合は○ →  (単価×5/6)

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と実施数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○ →

実施数×200万円

対象農用地面積は、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

・交付単価の欄には、基礎単価が表示されています。

・交付単価は、条件に応じて異なります。(パソコンで入力する場合、該当する条件を選択すると、自動で計算されます。手書きの場合は、次ページに示す方法で算出してください。)

・複数の交付単価が適用される場合には、行を追加して記入してください。

加算措置は別途「4. 加算措置」の様式に整理します。

資源向上支払(長寿命化)は、交付上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必要な金額により交付申請を行うものとします。

広域活動組織の規模(200ha以上(北海道は3,000ha以上)を満たさない場合、長寿命化の交付上限は、「対象農用地面積×交付単価の合計額」と「保安全管理する区域内に存在する集落数×200万円」の小さい方の額となります。

(都道府県向け記述)

- ・ 下表は都府県の交付単価です。
- ・ 都道府県において別途交付単価を設定している場合には適宜追加・修正してください。

交付額の算定方法 ①基礎単価

【交付単価】

単位：円/10a

地目	農地維持 支払交付金	資源向上支払交付金(共同)				資源向上支払交付金 (長寿命化)	
	①	②	③ =②*5/6	④ =②*0.75	⑤ =②*0.75*5/6	⑥	⑦ =⑥*5/6
田	3,000	2,400	2,000	1,800	1,500	4,400	3,666
畑※1	2,000	1,440	1,200	1,080	900	2,000	1,666
草地※2	250	240	200	180	150	400	333

- ①：事業計画期間中に地目を変更した場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用する。  
 ②～⑤：資源向上支払交付金(共同)は、①の農地維持支払交付金と併せて取り組むことが基本となります。  
 ③：多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に5/6を乗じた額を交付単価とする。  
 ④：農地・水保管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上支払交付金(共同)を5年間以上実施した農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地については、②に0.75を乗じた額を交付単価とする。  
 ⑤：資源向上支払交付金(共同)を5年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地であり、かつ、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に0.75及び5/6を乗じた額を交付単価とする。  
 ⑦：直営施工を実施しない活動組織にあっては、⑥に5/6を乗じた額を交付単価とする。  
 ※1 畑には樹園地を含みます。 ※2 草地は、牧草専用地及び採草放牧地を指します。

【交付額の算出方法】

(1) 対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田：5,000.4a、畑：4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

田：5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て)

畑：4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

○ 農地維持支払交付金の交付額の算出

田：5,000a × 3,000 円/10a = 1,500,000 円

畑：4,999a × 2,000 円/10a = 999,800 円

計：2,499,800 円

(2) 資源向上支払交付金(長寿命化)について、広域活動組織となるための規模(200ha以上(北海道は3,000ha以上))を満たさない活動組織にあっては、以下a又はbのいずれか小さい額を年交付金額の上限とします。

a. 上表⑥又は⑦の交付単価に対象農用地面積を乗じて得た額

b. 保管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額

(算定例)

対象農用地面積15,000a (=150ha)(畑)で、直営施工を実施しない1集落で構成される活動組織

○ 資源向上支払交付金(長寿命化)の交付上限額の算出

a. 15,000a × 1,666 円/10a = 2,499,000 円

b. 1集落 × 2,000,000 円 = 2,000,000 円

の小さい額である2,000,000 円を年交付金額の上限とする。

## 2. 組織の広域化・体制強化の計画

- 広域活動組織の設立、活動組織の特定非営利活動法人化（NPO法人化）、広域活動組織における活動支援班の設置を行う場合は、実施予定年度を記入します。

### 2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立		特定非営利活動法人化		活動支援班の設立	
実施予定年度	令和	年度	令和	年度	令和	9 年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関与する法人のことです。

加算措置「広域化・体制強化に対する支援」又は「(活動支援班加算)」を活用する場合は、「4. 加算措置」の様式に整理します。

この欄は、市町村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入してください。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数   
 農業地域類型  都市的地域  平地農業地域  中間農業地域  山間農業地域  
 地域振興立法の適用  特定農山村  振興山村  過疎  半島  
 離島  沖縄  奄美群島  小笠原諸島  
 指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払       資源向上支払 (共同)       資源向上支払 (長寿命化)

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域(対象農用地)内に、都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地(※)が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。(令和元年度より資源向上支払交付金も対象)

(※)都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地の例

- 生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
- 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
- 多面的機能の発揮を図るための活動を、農振農用地区域内の農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

### 3. 活動の計画 (1) 農地維持支払

- 農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。
- 「1 点検」及び「4～15 各実践活動」については、活動計画書に位置付けた農用地及び施設に該当する全ての活動項目を毎年度実施する必要があります。ただし、「実践活動」の一部の活動項目については、点検結果に基づき、必要と判断したものについて実施します。

#### 3. 活動の計画

##### (1) 農地維持支払

※毎年度実施するものに○を記

活動区分	活動項目	計画	
点検・ 計画策定	1 点検	○	
	2 年度活動計画の策定	○	
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	5年間に各1回以上	
実践活動	4 遊休農地発生防止のための保安全管理	○	
	5 畦畔・法面・防風林の草刈り	○	
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施	
	7 水路の草刈り	○	
	8 水路の泥上げ	○	
	9 水路附带施設の保守管理	点検結果に応じて実施	
	10 農道の草刈り	○	
	11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施	
	12 路面の維持	点検結果に応じて実施	
	13 ため池の草刈り	○	
	14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施	
	15 ため池附带施設の保守管理	点検結果に応じて実施	
	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後に実施	
	地域資源の適切な保安全管理のための推進活動		※必ず選択してください。

・「点検」及び「実践活動」については、活動計画書に位置付けた農用地及び施設に該当する全ての活動項目に「○」を記入してください。

・「1 点検」は、活動計画書に位置付けた全ての農用地、水路、農道、ため池について、毎年度実施する必要があります。

・「1 点検」、「2 年度活動計画の策定」、「4～15 各実践活動」については、毎年度実施する必要があります。

「3 研修」は全ての対象組織で、  
・事務・組織運営等に関する研修  
・機械の安全使用に関する研修  
の両方を、活動期間内に1回以上実施する必要があります。

・実施するものに「○」を記入してください。  
(次ページ以降も同様)

地域資源保安全管理構想の策定に向けて、「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」を毎年度実施する必要があります。  
具体的な内容は、次ページのとおりです。

・必須項目等には記入欄横に注意書きを表示しています。パソコンで入力する場合、記入状況に応じて注意書きが消えるよう設定しています。  
(次ページ以降も同様)

「6 鳥獣害防護柵等の保守管理」  
「9 水路附带施設の保守管理」  
「15 ため池附带施設の保守管理」等に係る対象施設がない場合は「対象施設なし」又は「-」と記入してください。

農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上活動に取り組む場合は、「点検」、「年度活動計画の策定」、「実践活動」、「研修」のうち活動の対象となる施設の項目について記入してください。